

国別対外債権残高報告書(1/2)  
( 年 月末現在)

財務大臣殿  
(日本銀行経由)

報告年月日： \_\_\_\_\_

報告者：名称及び代表者の氏名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

責任者記名押印又は署名 \_\_\_\_\_

担当者の氏名(電話番号) \_\_\_\_\_

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード (1桁)
					年(西暦)	月	
25	D1						0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	日本銀行 使用欄	債 権 残 高														
			短 期				中 期				長 期						
			貸付金	その他	うち		計	貸付金	その他	うち		計	残 存 期 間 別 区 分				
					資金放出					資金放出	有価証券 (うち円建)		1年以内	1年超2年以内	2年超	分類不能	
ミャンマー	122																
中国	105																
香港	108																
インド	123																
インドネシア	118																
北朝鮮	104																
韓国	103																
ラオス	121																
マレーシア	113																
ネパール	131																
パキスタン	124																
フィリピン	117																
シンガポール	112																
スリランカ	125																
台湾	106																
タイ	111																
ベトナム	110																
その他	700																
アジア州計	008																
アルゼンチン	413																
ボリビア	408																
ブラジル	410																
チリ	409																

**国別対外債権残高報告書(1/2)**  
( 年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード (1桁)
					年(西暦)	月	
25	D1						0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位:百万米ドル)

国(地域)別	コード	日本銀行 使用欄	債 権 残 高														
			短 期				中 期					長 期					
			貸付金	その他	うち		計	貸付金	その他	うち		有価証券	計	残 存 期 間 別 区 分			
					資金放出					資金放出	(うち円建)			1年以内	1年超2年以内	2年超	分類不能
コロンビア	401																
コスタリカ	311																
エクアドル	406																
メキシコ	305																
ニカラグア	310																
ペルー	407																
ウルグアイ	412																
ベネズエラ	402																
その他	725																
ラテンアメリカ計	015																
クウェート	138																
カタール	140																
サウジアラビア	137																
アラブ首長国連邦	147																
バーレーン	135																
イラン	133																
イラク	134																
リビア	505																
オマーン	141																
エジプト	506																
イスラエル	143																
ヨルダン	144																
レバノン	146																

**国別対外債権残高報告書(1/2)**  
( 年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード (1桁)
					年(西暦)	月	
25	D1						0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	日本銀行 使用欄	債 権 残 高												
			短 期				中 期					長 期			
			貸付金	その他	うち 資金放出	計	貸付金	その他	うち 資金放出	有価証券 (うち円建)	計	残 存 期 間 別 区 分			
												1年以内	1年超2年以内	2年超	分類不能
シ リ ア	145														
イ エ メ ン	149														
そ の 他	705														
<b>中 近 東 計</b>	005														
アルジェリア	503														
エチオピア	538														
ガボン	531														
コートジボワール	516														
ケニア	541														
モロッコ	501														
リベリア	515														
ナイジェリア	524														
ニジェール	525														
セネガル	510														
コンゴ民主共和国	533														
タンザニア	543														
南アフリカ	551														
ザンビア	554														
スワジランド	556														
そ の 他	730														
<b>アフリカ州計</b>	006														
ベルギー	208														
ルクセンブルク	209														

**国別対外債権残高報告書(1/2)**  
( 年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード (1桁)
					年(西暦)	月	
25	D1						0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	日本銀行 使用欄	債 権 残 高														
			短 期				中 期					長 期					
			貸付金	その他	うち		計	貸付金	その他	うち		有価証券	計	残 存 期 間 別 区 分			
					資金放出					資金放出	(うち円建)			1年以内	1年超2年以内	2年超	分類不能
フランス	210																
ドイツ	213																
イタリア	220																
オランダ	207																
スウェーデン	203																
スイス(BISを含む)	215																
英 国	ガーンジー	041															
	ジャージー	043															
	マン島	060															
オーストリア	225																
デンマーク	204																
アイルランド	206																
アイスランド	201																
スペイン	218																
ポルトガル	217																
フィンランド	222																
ノルウェー	202																
ギリシャ	230																
トルコ	234																
	セルビア	711															
	クロアチア	241															
	スロベニア	242															

**国別対外債権残高報告書(1/2)**  
( 年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード (1桁)
					年(西暦)	月	
25	D1						0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	日本銀行 使用欄	債 権 残 高															
			短 期				中 期					長 期						
			貸付金	その他	うち 資金放出	計	貸付金	その他	うち 資金放出	有価証券 (うち円建)	計	残 存 期 間 別 区 分						
												1年以内	1年超2年以内	2年超	分類不能			
旧ユーゴスラビア	712																	
そ の 他	710																	
<b>西 欧 諸 国 計</b>	003																	
アルバニア	229																	
ブルガリア	232																	
チェコ	245																	
	スロバキア	246																
旧チェコ・スロバキア	716																	
ハンガリー	227																	
ポーランド	223																	
ルーマニア	231																	
エストニア	235																	
ラトビア	236																	
リトアニア	237																	
アルメニア	151																	
	アゼルバイジャン	150																
	ベラルーシ	239																
	グルジア	157																
	カザフスタン	153																
	キルギス	154																
	モルドバ	240																
	ロシア	224																
タジキスタン	155																	

**国別対外債権残高報告書(1/2)**  
( 年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード (1桁)
					年(西暦)	月	
25	D1						0

( 1 ) 合計 (連結ベース)

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	日本銀行 使用欄	債 権 残 高															
			短 期				中 期					長 期						
			貸付金	その他	うち 資金放出	計	貸付金	その他	うち 資金放出	有価証券 (うち円建)	計	残 存 期 間 別 区 分						
1年以内	1年超2年以内	2年超										分類不能						
トルクメニスタン	156																	
ウクライナ	238																	
ウズベキスタン	152																	
旧ソ連	717																	
その他	715																	
<b>東欧諸国計</b>	004																	
<b>カナダ</b>	302																	
<b>米 国</b>	304																	
バハマ	315																	
バミューダ諸島	314																	
ケイマン諸島	328																	
キューバ	321																	
ジャマイカ	316																	
蘭領アンチル	326																	
パナマ	312																	
トリニダード・トバゴ	320																	
その他	720																	
<b>カリブ海諸国計</b>	014																	
オーストラリア	601																	
ニュージーランド	606																	
パプアニューギニア	602																	
フィジー	612																	
その他	735																	

**国別対外債権残高報告書(1/2)**  
( 年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード (1桁)
					年(西暦)	月	
25	D1						0

( 1 ) 合計 (連結ベース)

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	日本銀行 使用欄	債 権 残 高															
			短 期				中 期					長 期						
			貸付金	その他	うち		計	貸付金	その他	うち		有価証券	計	残 存 期 間 別 区 分				
					資金放出					資金放出	(うち円建)			1年以内	1年超2年以内	2年超	分類不能	
大洋州計	007																	
アジア開発銀行	757																	
欧州投資銀行	755																	
米州開発銀行	754																	
中米経済統合銀行	761																	
アフリカ開発銀行	758																	
国際復興開発銀行	751																	
欧州鉄道金融公社	827																	
北欧投資銀行	756																	
欧州評議会民生基金	826																	
欧州連合	821																	
その他	740																	
国際機関計	009																	
日本	100																	
合計	000																	

(日本工業規格B4)

国別対外債権残高報告書(2/2)  
( 年 月末現在)

財務大臣殿  
(日本銀行経由)

報告年月日： \_\_\_\_\_

報告者：名称及び代表者の氏名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

責任者記名押印又は署名 \_\_\_\_\_

担当者の氏名(電話番号) \_\_\_\_\_

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード (1桁)
					年(西暦)	月	
26	D1						0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	債 権 残 高							(現地通貨建現地向け残高)	
		合 計					他行の支店に対する債権			
		貸付金	その他	計	うち 対公的機関	うち 民間金融機関	本店国籍 区分	支店所在地 国区分	債権	債務
ミャンマー	122									
中国	105									
香港	108									
インド	123									
インドネシア	118									
北朝鮮	104									
韓国	103									
ラオス	121									
マレーシア	113									
ネパール	131									
パキスタン	124									
フィリピン	117									
シンガポール	112									
スリランカ	125									
台湾	106									
タイ	111									
ベトナム	110									
その他	700									
アジア州計	008									
アルゼンチン	413									
ボリビア	408									
ブラジル	410									
チリ	409									



**国別対外債権残高報告書(2/2)**  
( 年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード (1桁)
					年(西暦)	月	
26	D1						0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	債 権 残 高						他行の支店に対する債権		(現地通貨建現地向け残高)	
		合 計			うち			本店国籍 区分	支店所在地 国区分	債権	債務
		貸付金	その他	計	対公的機関	民間金融機関					
コロンビア	401										
コスタリカ	311										
エクアドル	406										
メキシコ	305										
ニカラグア	310										
ペルー	407										
ウルグアイ	412										
ベネズエラ	402										
その他	725										
ラテンアメリカ計	015										
クウェート	138										
カタール	140										
サウジアラビア	137										
アラブ首長国連邦	147										
バーレーン	135										
イラン	133										
イラク	134										
リビア	505										
オマーン	141										
エジプト	506										
イスラエル	143										
ヨルダン	144										
レバノン	146										

**国別対外債権残高報告書(2/2)**  
( 年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード (1桁)
					年(西暦)	月	
26	D1						0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	債 権 残 高							(現地通貨建現地向け残高)	
		合 計			他行の支店に対する債権					
		貸付金	その他	計	うち 対公的機関	うち 民間金融機関	本店国籍 区分	支店所在地 国区分	債権	債務
シリア	145									
イエメン	149									
その他	705									
<b>中近東計</b>	<b>005</b>									
アルジェリア	503									
エチオピア	538									
ガボン	531									
コートジボワール	516									
ケニア	541									
モロッコ	501									
リベリア	515									
ナイジェリア	524									
ニジェール	525									
セネガル	510									
コンゴ民主共和国	533									
タンザニア	543									
南アフリカ	551									
ザンビア	554									
スワジランド	556									
その他	730									
<b>アフリカ州計</b>	<b>006</b>									
ベルギー	208									
ルクセンブルク	209									

**国別対外債権残高報告書(2/2)**  
( 年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード (1桁)
					年(西暦)	月	
26	D1						0

( 1 ) 合計 (連結ベース)

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	債 権 残 高							(現地通貨建現地向け残高)	
		合 計			他行の支店に対する債権					
		貸付金	その他	計	うち 対公的機関	うち 民間金融機関	本店国籍 区分	支店所在地 国区分	債権	債務
フ ラ ン ス	210									
ド イ ツ	213									
イ タ リ ア	220									
オ ラ ン ダ	207									
ス ウ ェ ー デ ン	203									
スイス( B I S を含む)	215									
英 国	ガーンジイ	041								
	ジャージー	043								
	マ ン 島	060								
オーストリア	225									
デンマーク	204									
アイルランド	206									
アイスランド	201									
ス ペ イ ン	218									
ポルトガル	217									
フィンランド	222									
ノルウェー	202									
ギリシャ	230									
トルコ	234									
セルビア	セルビア	711								
	クロアチア	241								
	スロベニア	242								

**国別対外債権残高報告書(2/2)**  
( 年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード (1桁)
					年(西暦)	月	
26	D1						0

( 1 ) 合計 (連結ベース)

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	債 権 残 高							(現地通貨建現地向け残高)	
		合 計					他行の支店に対する債権			
		貸付金	その他	計	うち 対公的機関	うち 民間金融機関	本店国籍 区分	支店所在地 国区分	債権	債務
旧ユーゴスラビア	712									
そ の 他	710									
<b>西 欧 諸 国 計</b>	003									
ア ル バ ニ ア	229									
ブ ル ガ リ ア	232									
チ ェ コ	245									
スロバキア	246									
旧チェコ・スロバキア	716									
ハ ン ガ リ ー	227									
ポ ー ラ ン ド	223									
ル ー マ ニ ア	231									
エ ス ト ニ ア	235									
ラ ト ビ ア	236									
リ ト ア ニ ア	237									
ア ル メ ニ ア	151									
アゼルバイジャン	150									
ベラルーシ	239									
グ ル ジ ア	157									
カザフスタン	153									
キ ル ギ ス	154									
モ ル ド バ	240									
ロ シ ア	224									
タジキスタン	155									

**国別対外債権残高報告書(2/2)**  
( 年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード (1桁)
					年(西暦)	月	
26	D1						0

( 1 ) 合計 (連結ベース)

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	債 権 残 高							(現地通貨建現地向け残高)	
		合 計					他行の支店に対する債権		債権	債務
		貸付金	その他	計	うち 対公的機関	うち 民間金融機関	本店国籍 区分	支店所在地 国区分		
	トルクメニスタン	156								
	ウクライナ	238								
	ウズベキスタン	152								
旧	ソ 連	717								
	そ の 他	715								
	<b>東 欧 諸 国 計</b>	004								
	<b>カ ナ ダ</b>	302								
	<b>米 国</b>	304								
	バ ハ マ	315								
	バミューダ諸島	314								
	ケイマン諸島	328								
	キ ュ ー バ	321								
	ジャマイカ	316								
	蘭領アンチル	326								
	パ ナ マ	312								
	トリニダード・トバゴ	320								
	そ の 他	720								
	<b>カリブ海諸国計</b>	014								
	オーストラリア	601								
	ニュージーランド	606								
	パプアニューギニア	602								
	フ ィ ジ ー	612								
	そ の 他	735								

(日本工業規格B4)

**国別対外債権残高報告書(2/2)**  
( 年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード (1桁)
					年(西暦)	月	
26	D1						0

( 1 ) 合計 (連結ベース)

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	債 権 残 高						(現地通貨建現地向け残高)	
		合 計			他行の支店に対する債権			債権	債務
		貸付金	その他	計	うち 対公的機関	うち 民間金融機関	本店国籍 区分		
大洋州計	007								
アジア開発銀行	757								
欧州投資銀行	755								
米州開発銀行	754								
中米経済統合銀行	761								
アフリカ開発銀行	758								
国際復興開発銀行	751								
欧州鉄道金融公社	827								
北欧投資銀行	756								
欧州評議会民生基金	826								
欧州連合	821								
その他	740								
国際機関計	009								
日本	100								
合計	000								

(日本工業規格B4)

国別対外債権残高報告書  
( 年 月末現在)

財務大臣殿  
(日本銀行経由)

報告年月日： \_\_\_\_\_

報告者：名称及び代表者の氏名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

責任者記名押印又は署名 \_\_\_\_\_

担当者の氏名(電話番号) \_\_\_\_\_

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード (1桁)
					年(西暦)	月	
26	D1						0

(2) 合計 全対象与信(クロスボーダー与信及び現地向け与信)合算ベース、連結ベース、最終リスクベース  
(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	債 権 残 高				デリバティブ 関連与信	支払承諾 勘定残高	コミット済 未実行残高
		合 計			うち 現地向け			
		計	うち 対公的機関	うち 民間金融機関				
ミャンマー	122							
中国	105							
香港	108							
インド	123							
インドネシア	118							
北朝鮮	104							
韓国	103							
ラオス	121							
マレーシア	113							
ネパール	131							
パキスタン	124							
フィリピン	117							
シンガポール	112							
スリランカ	125							
台湾	106							
タイ	111							
ベトナム	110							
その他	700							
アジア州計	008							
アルゼンチン	413							
ボリビア	408							
ブラジル	410							
チリ	409							

**国別対外債権残高報告書**  
( 年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード (1桁)
					年(西暦)	月	
26	D1						0

(2) 合計 全対象与信(クロスボーダー与信及び現地向け与信)合算ベース、連結ベース、最終リスクベース  
(単位:百万米ドル)

国(地域)別	コード	債 権 残 高				デリバティブ 関連与信	支払承諾 勘定残高	コミット済 未実行残高
		合 計			うち 現地向け			
		計	うち 対公的機関	うち 民間金融機関				
コロンビア	401							
コスタリカ	311							
エクアドル	406							
メキシコ	305							
ニカラグア	310							
ペルー	407							
ウルグアイ	412							
ベネズエラ	402							
その他	725							
ラテンアメリカ計	015							
クウェート	138							
カタール	140							
サウジアラビア	137							
アラブ首長国連邦	147							
バーレーン	135							
イラン	133							
イラク	134							
リビア	505							
オマーン	141							
エジプト	506							
イスラエル	143							
ヨルダン	144							
レバノン	146							



**国別対外債権残高報告書**  
( 年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード (1桁)
					年(西暦)	月	
26	D1						0

(2) 合計 全対象与信(クロスボーダー与信及び現地向け与信)合算ベース、連結ベース、最終リスクベース  
(単位:百万米ドル)

国(地域)別	コード	債 権 残 高				デリバティブ 関連与信	支払承諾 勘定残高	コミット済 未実行残高
		合 計			うち 現地向け			
		計	うち 対公的機関	うち 民間金融機関				
シリア	145							
イエメン	149							
その他	705							
<b>中近東計</b>	<b>005</b>							
アルジェリア	503							
エチオピア	538							
ガボン	531							
コートジボワール	516							
ケニア	541							
モロッコ	501							
リベリア	515							
ナイジェリア	524							
ニジェール	525							
セネガル	510							
コンゴ民主共和国	533							
タンザニア	543							
南アフリカ	551							
ザンビア	554							
スワジランド	556							
その他	730							
<b>アフリカ州計</b>	<b>006</b>							
ベルギー	208							
ルクセンブルク	209							

**国別対外債権残高報告書**  
( 年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード (1桁)
					年(西暦)	月	
26	D1						0

( 2 ) 合計 全対象与信(クロスボーダー与信及び現地向け与信)合算ベース、連結ベース、最終リスクベース  
(単位:百万米ドル)

国(地域)別	コード	債 権 残 高				デリバティブ 関連与信	支払承諾 勘定残高	コミット済 未実行残高
		合 計			うち 現地向け			
		計	うち 対公的機関	うち 民間金融機関				
フ ラ ン ス	210							
ド イ ツ	213							
イ タ リ ア	220							
オ ラ ン ダ	207							
ス ウ ェ ー デ ン	203							
スイス( B I S を含む)	215							
英 国	ガ ー ン ジ ャ	041						
	ジ ャ ー ジ ィ ー	043						
	マ ン 島	060						
オーストリア	225							
デンマーク	204							
アイルランド	206							
アイスランド	201							
ス ペ イ ン	218							
ポルトガル	217							
フィンランド	222							
ノルウェー	202							
ギ リ シ ャ	230							
ト ル コ	234							
	セルビア	711						
	クロアチア	241						
	スロベニア	242						

**国別対外債権残高報告書**  
( 年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード (1桁)
					年(西暦)	月	
26	D1						0

(2) 合計 全対象与信(クロスボーダー与信及び現地向け与信)合算ベース、連結ベース、最終リスクベース  
(単位:百万米ドル)

国(地域)別	コード	債 権 残 高				デリバティブ 関連与信	支払承諾 勘定残高	コミット済 未実行残高
		合 計			うち 現地向け			
		計	うち 対公的機関	うち 民間金融機関				
旧ユーゴスラビア	712							
そ の 他	710							
<b>西 欧 諸 国 計</b>	003							
アルバニア	229							
ブルガリア	232							
チェコ	245							
スロバキア	246							
旧チェコ・スロバキア	716							
ハンガリー	227							
ポーランド	223							
ルーマニア	231							
エストニア	235							
ラトビア	236							
リトアニア	237							
アルメニア	151							
アゼルバイジャン	150							
ベラルーシ	239							
グルジア	157							
カザフスタン	153							
キルギス	154							
モルドバ	240							
ロシア	224							
タジキスタン	155							

**国別対外債権残高報告書**  
( 年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード (1桁)
					年(西暦)	月	
26	D1						0

(2) 合計 全対象与信(クロスボーダー与信及び現地向け与信)合算ベース、連結ベース、最終リスクベース  
(単位:百万米ドル)

国(地域)別	コード	債 権 残 高				デリバティブ 関連与信	支払承諾 勘定残高	コミット済 未実行残高
		合 計			うち 現地向け			
		計	うち 対公的機関	うち 民間金融機関				
トルクメニスタン	156							
ウクライナ	238							
ウズベキスタン	152							
旧ソ連	717							
その他	715							
<b>東欧諸国計</b>	004							
<b>カナダ</b>	302							
<b>米 国</b>	304							
バハマ	315							
バミューダ諸島	314							
ケイマン諸島	328							
キューバ	321							
ジャマイカ	316							
蘭領アンチル	326							
パナマ	312							
トリニダード・トバゴ	320							
その他	720							
<b>カリブ海諸国計</b>	014							
オーストラリア	601							
ニュージーランド	606							
パプアニューギニア	602							
フィジー	612							
その他	735							

**国別対外債権残高報告書**  
( 年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード(5桁)	支店・現法 コード(5桁)	時期(6桁)		システム コード (1桁)
					年(西暦)	月	
26	D1						0

( 2 ) 合計 全対象与信(クロスボーダー与信及び現地向け与信)合算ベース、連結ベース、最終リスクベース  
(単位:百万米ドル)

国(地域)別	コード	債 権 残 高				デリバティブ 関連与信	支払承諾 勘定残高	コミット済 未実行残高
		合 計			うち 現地向け			
		計	うち 対公的機関	うち 民間金融機関				
大洋州計	007							
アジア開発銀行	757							
欧州投資銀行	755							
米州開発銀行	754							
中米経済統合銀行	761							
アフリカ開発銀行	758							
国際復興開発銀行	751							
欧州鉄道金融公社	827							
北欧投資銀行	756							
欧州評議会民生基金	826							
欧州連合	821							
その他	740							
国際機関計	009							
日本	100							
合計	000							

(日本工業規格B4)

(裏面)

(記入要領)

- 1 西暦により記入すること。
- 2 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。
- 3 本報告書は、次に掲げる区分に従い作成すること。

(1) 債権残高

合計・連結ベース

下記イ、ロ、ハの残高を連結ベース(本支店と海外現地法人間及び海外現地法人相互間の債権・債務(出資金を含む。))を相殺)により合計した残高。但し国別の分類は、与信先の国籍によること。

イ 本邦店

- ・ 円建・外貨建対非居住者債権残高(本支店勘定を除く。)
- ・ 対居住者債権残高のうち最終リスクが非居住者に帰するもの

ロ 海外店

- ・ 全通貨建債権残高(本支店勘定及び現地通貨建現地向け残高を除く。)

ハ 海外現地法人分

- ・ 全通貨建債権残高(現地通貨建現地向け残高を除く。)

合計・全対象与信(クロスボーダー与信及び現地向け与信)合算ベース、連結ベース、最終リスクベース

上記のイ、ロ、ハに加え、現地通貨建て現地向け与信も加えた全対象与信を、連結ベース(本支店と海外現地法人間及び海外現地法人相互間の債権・債務(出資金を含む。))を相殺)により合計した残高。但し国別の分類は与信の最終リスクが所在する国によること。

(2) 支払承諾勘定残高

当該国のため確認するL/C及び債務保証等の残高

(3) コミット済未実行残高

中長期貸付(原契約期間が1年を超えるもの)について、コミット済であるが、未実行となっている残高。

(4) 現地通貨建現地向け債権債務残高

邦銀の海外店及び海外現地法人の現地通貨建現地向け取引については「現地通貨建現地向け残高」の「債権」、「債務」欄に外書記入(債権・債務の各残高に含めない。)とすること。

(5) デリバティブ関連与信

デリバティブを時価評価した際の評価益の残高。但し法的に有効なネットティング契約に基づく取引についてはこれを勘案すること。

- 4 債権残高について、短期(原契約期間が1年以内のもの)及び中長期(同1年を超えるもの)に区分し、さらに中長期については残存期間別に分類すること。なお、「分類不能分」区分には、商品勘定で保有している有価証券並びに直接投資及び株式など期間の定めのないものを記入すること。
- 5 本報告書様式に記載されていない国に対する残高がある場合には、当該国の属する地域の「その他」の欄に一括してその合計額を記入すること。
- 6 報告単位は、全て百万米ドル単位(小数第一位まで記入、第一位未満四捨五入)とし、米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。

「国別対外債権残高報告書」の記載要領

1. 本報告全般に関して

(1) 報告対象者、報告事項など

報告対象者

報告事項

連結の対象

(2) 報告方法など

報告の方法

報告時期

報告単位

2. 記入上の留意点 < 「(1) 合計(連結ベース)」、「(2) 合計(最終リスクベース)」共通 >

(1) 用語の定義

居住者と非居住者

所在地ベース

国籍ベース

最終リスクベース

連結ベース

(2) 「債権残高」の対象となる取引

3. (1) 「合計(連結ベース)」記入上の留意点

(1) 各項目の計上方法

「債権残高」について

「現地通貨建現地向け債権債務残高」について

「期間別区分」について

「債権別区分」について

「セクター別区分」について

「他行の支店に対する債権」について

(2) 国(地域)別の分類方法について

4. (2) 「合計(最終リスクベース)」記入上の留意点

(1) 各項目の計上方法

「債権残高」について

「デリバティブ関連与信」について

「支払承諾勘定残高」について

「コミット済未実行残高」について

「セクター別区分」について

「現地向け」について

( 2 ) 国 ( 地域 ) 別の分類方法について

「債権残高」に計上する取引の国別分類の方法 ( 最終リスクベース )

「デリバティブ関連与信」、「支払承諾勘定残高」及び「コミット済未実行残高」欄に計上する取引の国別分類の方法



## 1. 本報告全般に関して

### (1) 報告対象者、報告事項など

#### 報告対象者

本報告書の報告対象者は、本邦に本店を有する特別国際金融取引勘定承認銀行等のうち下記 a . 又は b . に該当する者並びに外国為替令第 18 条の七第 2 項第 2 号八、へ及びトに規定する外国為替業務に係る取引・行為に基づく月末の債権残高が 1,000 億円に相当する額を超える者のうち、特に必要があると認めて財務大臣が指定した銀行等とする。外国に本店を有する銀行等については本報告書の報告対象外である。

a. 外国に支店を有する者

b. 外国に支店を有しない者であって、非居住者に対する 12 月末の債権残高が 1,000 億円に相当する額を超える者（この場合、翌四半期<翌年 3 月末>分より本報告書の提出を要する。なお、当該 12 月末の債権残高とは、別紙様式第 3 3 における非居住者に対する債権残高の合計額をいう）。

#### 報告事項

報告事項は、報告対象者の毎四半期末現在における本邦店の非居住者向け債権残高（居住者向け債権で、最終リスクベースでみたリスクが非居住者に移転するものを含む）、海外店・海外現地法人の全債権残高である。また、本邦店および海外店・海外現地法人のデリバティブ関連与信、支払承諾勘定残高及びコミット済未実行残高（最終リスクベースでみて、取引の相手方が本邦国籍者となる取引を除く）も報告事項である。なお、本邦店の居住者向け債権で、最終リスクベースでみてもリスクが非居住者に移転しないと考えられる債権については、本報告の対象とはならない。

#### 連結の対象

実質的な支配をしていると認められる海外現地法人について本報告の連結対象とすること。すなわち、議決権の過半数を自己の計算において所有している会社及び議決権の過半数を自己の計算において所有していない会社のうち実質的に他の会社を支配していると認められる会社、のうち海外に所在するものを連結の対象とする。なお国内子会社の海外現地法人については、報告の対象外とする。

### (2) 報告方法など

#### 報告の方法

報告は、「日本銀行外為法手続きオンラインシステム」による電子ベースまたは紙ベース（日本工業規格 B 4 <普通紙>）によるものとし、報告方法は原則、電子ベースとする。

#### 報告時期

毎年 3 月末、6 月末、9 月末及び 12 月末現在において報告書 1 通を作成し、翌月末までに日本銀行を經由して財務大臣に提出すること。その際、郵送による場合は、郵送に係る日数を十分考慮すること。

#### 報告単位

報告単位は、百万米ドル（小数第一位未満を四捨五入し小数第一位まで記入）とする。なお、

米ドル以外の通貨は、報告時点の市場実勢レートにより米ドル換算の上、記入すること。

## 2. 記入上の留意点 < 「(1) 合計(連結ベース)」、 「(2) 合計(最終リスクベース)」 共通 >

### (1) 用語の定義

本記載要領上、用語は以下の定義によるものとする。

#### 居住者と非居住者

居住者と非居住者の判定の基準は、「外国為替法令の解釈及び運用について(大蔵省通達昭和 55 年 11 月 29 日蔵国第 4672 号)」の「居住性の判定基準」によることとする。

居住者とは、本邦法人等(法人、団体、機関その他これに準ずる者)の場合は、本邦内に主たる事務所を有している者、外国法人等の場合は、外国法人の本邦にある支店、出張所その他の事務所のことをいう。一方、非居住者とは、本邦法人等の場合は、本邦法人の外国にある支店、出張所その他の事務所、外国法人等の場合は、本邦にある外国政府の公館(使節団を含む)、国際機関のことをいう。

#### 所在地ベース

所在地ベースとは、債務者となる主体の本店の所在地や保証の有無に関わらず、債権の残高を債務者の所在地に基づいて分類することをいう。

(例)	取引	国別区分
	A 国に本店が所在する主体の在 B 国支店 向け	B 国
	A 国に親会社が所在する主体の在 B 国現法 向け	B 国

#### 国籍ベース

国籍ベースとは、債権の残高を債務者の国籍に基づいて分類することをいう。支店は本店の所在地を国籍とみなし、現地法人はその所在地を国籍とみなす。

(例)	取引	国別区分
	A 国に本店が所在する主体の在 B 国支店 向け	<u>A 国</u>
	A 国に親会社が所在する主体の在 B 国現法 向け	B 国

#### 最終リスクベース

最終リスクベースとは、契約上の最終的な支払義務を持つ主体の所在地に基づいて分類することをいう。したがって、最終リスクベースの計数は、国籍ベースの債権残高を基本に、保証やクレジットデリバティブなどによるリスクの移転を勘案して分類する(詳細については後述)。すなわち、他国の主体からの保証やクレジットデリバティブにより、債権のリスクが別の主体へ移転したと考えられる場合、直接の与信先ではなく、移転した先の所在国への与信とみなす。

## 連結ベース

債権残高を合算する際、本店と支店・海外現地法人間、および支店・海外現地法人相互間の債権（出資金を含む）を相殺して、残高を報告することをいう。

## (2) 「債権残高」の対象となる取引

本報告においては、バランスシートの資産項目のうち、他の主体への債権に該当するものを計上すること（ただし出資を含む）。なお信託勘定を有する先は、同勘定を含めて計上すること。

## 3. (1) 「合計（連結ベース）」記入上の留意点

## (1) 各項目の計上方法

## 「債権残高」について

「債権残高」欄には、下記 及び に該当する債権残高を連結ベースにより合算した残高を計上すること。「債権残高」に含まれる取引については、上記2-(2)に挙げられたものとする。

本邦国籍の信託銀行に信託している債権残高を除く。

<p>本邦店</p> <p>対非居住者債権残高（本支店勘定を除く）</p> <p>対居住者債権残高のうち最終リスクが非居住者に帰するもの</p> <p>海外店・海外現地法人（以下「海外拠点」と呼称）</p> <p>全債権残高（本支店勘定及び現地通貨建現地向け残高を除く）</p>
---

## 「現地通貨建現地向け債権債務残高」について

邦銀の海外拠点における現地通貨建現地向け債権取引については、「現地通貨建現地向け残高」の「債権」及び「債務」欄に外書記入（「債権残高」欄には含めない）すること。

なお、ここで言う「現地通貨建」とは、各海外拠点の所在国における法定通貨のことを指し、「現地向け債権」とは、債権者である海外拠点から所在地ベースでみて、債務者が当該海外拠点と同じ国に所在している場合のことを指すものとする（例えば、報告行のニューヨーク支店が現地においてドイツの銀行のニューヨーク支店に米ドル建てで資金放出を行った場合が該当）。

## 「期間別区分」について

## 短期と中長期

債権残高について、原契約期間等が1年以内のものを「短期」、1年超のものを「中長期」として区分する。

## 残存期間別区分

の「中長期」の債権残高について、さらに残存期間別に、「1年以内」、「1年超2年以内」、「2年超」及び「分類不能」に分類する。なお、「分類不能」区分には、特定取引勘定で保有している有価証券や株式、直接投資などの期間の定めのないものを記載すること。

## 「債権別区分」について

## 貸付金

銀行法施行規則第 18 条第 2 項に従って作成される貸借対照表上の勘定科目「貸出金」に分類される債権（割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越）について記入すること。

## その他（貸付金以外の債権）

## a. 資金放出

他行への預け金（譲渡性預金のうち指名債権のものを含む）、コール・ローン、レポ取引による資金の貸付など、金融機関相互の短期の資金取引の結果生じる債権を記入すること。

## b. 有価証券

会計上、有価証券として取扱うものについて計上すること。

## 「セクター別区分」について

## 公的機関

各国の中央政府、地方政府、社会保障基金、中央銀行（通貨当局を含む）、および政府が出資する金融機関・企業・国際機関、について記入すること。

欧州中央銀行（European Central Bank、ECB）向け債権については、ドイツ国内の公的機関向け債権、国際決済銀行（Bank for International Settlements、BIS）向け債権については、スイス国内の公的機関向け債権とみなすこと。

## 民間金融機関

預金（譲渡性預金等を含む）を受入れることができ、自己勘定において与信または証券投資を行っている民間企業について記入すること。また、中央銀行や国際機関を除き、預金（譲渡性預金等を含む）を受入れることができる金融機関については、政府出資があっても民間金融機関に分類すること。

なお、債権の相手先の所在する国・地域の制度により、金融機関としての取扱いを受けているかを勘案して判断すること。

## 「他行の支店に対する債権」（本店国籍区分、支店所在地国区分）について

債権の相手方が他行の支店である場合において、その支店の所在国がその本店の所在国（すなわち、本店の国籍）と異なるときは、債権残高を、「他行の支店に対する債権」欄に次のとおり記入すること（「対公的機関」欄に計上した債権は対象外であり「他行の支店に対する債権」に含めない）。

- a. 本店の国籍に該当する国名の「本店国籍区分」欄に債権残高を内書記入（債権残高の計に含める）。
- b. 支店の所在国に該当する国名の「支店所在地国区分」欄に債権残高を外書記入（債権残高の計には含めない）。

（例）

A 国籍の銀行の在 B 国支店向け

- A 国の「本店国籍区分」欄（内書）
- B 国の「支店所在地国区分」欄（外書）

## ( 2 ) 国 ( 地域 ) 別の分類方法について

本報告書様式の区分に従って国籍ベースにより記入すること。ただし、現地通貨建現地向け債権・債務残高については、すべて所在地ベースにより記入すること。

なお、本報告書様式に記載されていない国に対して残高がある場合には、「銀行等の非居住者等に対する国別債権債務に関する報告書 ( 別紙様式第 3 3 ) の記載要領」の別表「地域別・国別分類表」により、当該国の属する地域の「その他」欄に一括してその合計を記入すること。

#### 4. ( 2 ) 「合計 全対象与信 ( クロスボーダー与信及び現地向け与信 ) 合算ベース、連結ベース、最終リスクベース」記入上の留意点

## ( 1 ) 各項目の計上方法

## 「債権残高」について

「債権残高」欄には、「( 1 ) 合計 ( 連結ベース ) 」の「債権残高」に計上した残高に、「( 1 ) 合計 ( 連結ベース ) 」の「現地通貨建現地向け債権残高」を合算の上、連結ベースかつ最終リスクベースにより残高を計上すること。

## 「デリバティブ関連与信」について

下記に該当する OTC デリバティブ取引を時価評価した際の評価益 ( 再構築コスト ) の残高について、連結ベースかつ最終リスクベースで記載すること ( ただし国籍ベースでの報告も認める扱いとする。また、取引の相手方が本邦国籍者となる取引については報告の対象外とする ) 。

ただし法的に有効なマスターネットリング契約 ( 一つの契約について債務不履行等の一括清算事由が生じた場合に、契約の対象となるすべての取引について、単一通貨の純額で決済することとする契約 ) を有する場合には、その範囲内で相殺して記載すること。ネットでマイナスとなった場合には、マイナス計上せずゼロと扱うこととする。

信託勘定について、運用裁量権の無い信託勘定における取引で、運用権者からの指図に基づくデリバティブ取引の結果発生する評価益については、報告を要しない。

クレジットデリバティブを保有資産のヘッジとして用いる場合、原則として評価益が発生していても「デリバティブ関連与信」には計上しない扱いとする ( ヘッジ対象資産のエクスポージャーは、すでに最終リスクベースの債権残高においてクレジットデリバティブ取引の相手方向けとして計上されていると考えられるため ) 。

クレジットデフォルトスワップ取引のプロテクションセラーのポジション、またはそれに類似した取引で、当該取引を時価評価せず保証行為として経理している場合には、原則として、取引の想定元本を「支払承諾勘定残高」に計上し、「デリバティブ関連与信」には計上しない扱いとする。

リスクファクターによる分類	商品タイプ
外為関連のOTC派生商品取引	フォワード
金利関連のOTC派生商品取引	スワップ
エクイティ関連のOTC派生商品取引	オプション
コモディティOTC派生商品取引	・ 売り
信用リスク関連のOTC派生商品取引 ( クレジットデリバティブ )	・ 買い
その他のOTC派生商品取引	その他商品

## 「支払承諾勘定残高」について

銀行等が顧客からの依頼に基づき、顧客が第三者に対して負担する債務の支払等を保証しているものの残高を、連結ベースかつ最終リスクベースで記載すること（ただし国籍ベースでの報告も認める扱いとする。また、顧客が本邦国籍者となる取引については報告の対象外とする）。主な取引としては、他の金融機関からの借入金に対する保証、手形の保証、外国為替取引に伴うL/Cの発行及び債券の発行保証等。

クレジットデフォルトスワップ取引のプロテクションセラーのポジション、またはそれに類似した取引で、当該取引を時価評価せず保証行為として経理している場合には、原則として、取引の想定元本を「支払承諾勘定残高」に計上すること。

## 「コミット済未実行残高」について

借手の借入実行通知に対して貸手が融資を拒絶する権利のないコミットメントラインについて、極度額から借手の実行残高を差引いた額を、連結ベースかつ最終リスクベースで記載すること（ただし国籍ベースでの報告も認める扱いとする。また、取引の相手方が本邦国籍者となる取引については報告の対象外とする）。

## 「セクター別区分」について

「（１）合計（連結ベース）」の分類に準じること。

## 「現地向け」について

現地向け債権（債権者である海外拠点から所在地ベースでみて、債務者が当該海外拠点と同じ国に所在している場合）のうち、最終リスクベースにより整理しても同じ国に存在する債権の残高を計上。

（例）

NY支店の米銀NY支店への資金放出

「現地向け」に含まれる

NY支店の独銀NY支店への資金放出

「現地向け」に含まれない

## （２）国（地域）別の分類方法について

## 「債権残高」に計上する取引の国別分類の方法（最終リスクベース）

「債権残高」に計上する取引については、本報告書様式の区分に従って最終リスクベースにより記入すること。最終リスクベースの算出にあたっては、国籍ベースの残高を基本に、「保証・保証類似行為」、「クレジットデリバティブ」、「担保」の信用リスク移転効果を主に勘案すること。同一国内のセクター間でリスクが移転する場合にもこれを勘案して報告すること。ただし「担保」については、これを把握して最終リスクベースを報告することが困難である場合、勘案せずに報告しても差し支えない。

信託勘定における運用裁量権の無い資産について、最終リスクベースで報告することが困難である場合には、国籍ベースで報告しても差し支えない。

## 最終リスクベース算出の基本的考え方

最終リスクベースの与信額の算出にあたっては、以下のように信用リスクを移転する取引を把握し、最終的なリスクを負担する主体の国籍をセクター別に計上すること。

(例) マレーシアの民間企業向け債権 (10 億ドル) に関し、米系銀行より当該企業向け債権に関する保証を受けた (元本 10 億ドル) 場合

国籍ベース与信残高			
	計	うち公的機関	うち金融機関
マレーシア	10	0	0
米国	0	0	0

↓

(リスク移転取引)

保証者 (国籍別計数に足す)				債務者 (国籍別計数から引く)			
	計	うち公的機関	うち金融機関	計	うち公的機関	うち金融機関	うち金融機関
マレーシア	0	0	0	10	0	0	0
米国	10	0	10	0	0	0	0

↓

最終リスクベース与信残高			
	計	うち公的機関	うち金融機関
マレーシア	0	0	0
米国	10	0	10

#### 保証・保証類似行為の最終リスクベースの勘案における留意点

- ・ 特定の債権に関し保証を受けた場合には、保証者の国籍を最終リスクベースとみなすこと。
- ・ 特定の債権に関しトランスファーリスクのみに関し保証を受けた場合 (債務者の信用リスクがカバーされていない場合) には、原則として、保証者の国籍ではなく、債務者の国籍を最終リスクベースとみなすこと。

#### クレジットデリバティブ取引の最終リスクベースの勘案における留意点

- ・ クレジットデリバティブを保有資産のヘッジとして用いる場合には、クレジットデリバティブのリスク移転効果を勘案し、最終リスクベースの与信額を算出すること (この場合、当該ポジションの市場価値を「デリバティブ関連与信」には計上しない)。
- ・ 参照資産の国籍が複数にまたがり、対象となる債権の国籍の把握が困難である場合、原則として、これを推計することにより報告すること。
- ・ プロテクションセラーに相当する取引の相手方が SPC である場合には、SPC の所在国へリスクが移転したとみなすこと。ただし、SPC への投資家の払込金が担保資産として運用されている場合で、かつ担保資産の国籍が特定可能な場合には、原則として、当該担保資産の国籍を最終的なリスク移転先とみなすこと。

(参考) クレジットデリバティブの取扱いの考え方

		取引の目的	
		ヘッジ目的	ヘッジ目的ではない
時価評価 (会計上)	している	リスク移転取引として取扱う(時価評価をデリバティブ与信に計上しない)	時価評価しデリバティブ与信に計上
	していない	リスク移転取引として取扱う	計上しない(プロテクションのセラー等で、保証として経理されている場合には、支払承諾勘定に計上。)

## 担保取引の最終リスクベースの勘案における留意点

- 担保取引を最終リスクベースの与信額に勘案する場合、担保として勘案する資産の範囲、担保の評価方法等については、報告者の内部のリスク管理に照らし整合的な方法を採用すること。

## 最終リスクベースの勘案におけるその他の留意点

- ストラクチャードファイナンスのスキームにおいて、設立されたSPC等が発行した証券を購入した場合、原則として、裏付けとなる資産のリスクが所在する国を、最終リスクが所在する国として計上すること。また、プロジェクトファイナンス等のスキームにおいて、設立されたSPC等への貸付についても同様に扱うこと。
- ストラクチャードファイナンスのスキームにおいて、裏付け資産の国籍が複数にまたがり、対象となる債権の国籍の把握が困難である場合、原則として、これを推計することにより報告すること。
- 貿易金融における輸出手形の買取りは、原則として、以下の通り経理すること。ただし、輸出者に対して遡及権が無い場合などはこの限りではない。

	L/C有	L/C無
国籍ベース	L/C発行銀行の国籍	輸入者の国籍
最終リスクベース	輸出者の国籍	輸出者の国籍

「デリバティブ関連与信」、「支払承諾勘定残高」及び「コミット済未実行残高」欄に計上する取引の国別分類の方法

「デリバティブ関連与信」、「支払承諾勘定残高」及び「コミット済未実行残高」欄に計上する取引については、本報告書様式の区分に従い、原則として、最終リスクベースで記入すること(ただし国籍ベースでの報告も認める扱いとする)。